

令和元年8月20日招集

令和元年第4回登米市教育委員会
8月定例会議議案

登米市教育委員会

令和元年第4回登米市教育委員会 8月定例会議議事日程

日 時 令和元年8月20日（火）午後1時30分
場 所 登米市役所 中田庁舎1階 101会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言（開会 午後 時 分）
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
日程第1（報告第16号）一般事務報告について
- 6 議 事
日程第2（議案第31号）教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
について）
日程第3（議案第32号）令和元年度登米市一般会計補正予算（第3号）に対する
意見聴取について
日程第4（議案第33号）平成30年度一般会計歳入歳出決算に対する意見聴取につ
いて
日程第5（議案第34号）登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する
条例の施行期日を定める規則の制定について
日程第6（議案第35号）登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則の制定について
日程第7（議案第36号）登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する
条例施行規則の制定について
日程第8（議案第37号）登米市歴史資料館管理規則の一部を改正する規則につい
て
日程第9（議案第38号）登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価の
結果について
日程第10（議案第39号）登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正す
る規則について
- 7 次回教育委員会定例会議開催日時
令和元年9月 日（ ）（午 時 分）
- 8 閉会宣言（閉会 午後 時 分）
- 9 その他
（1）7月の生徒指導状況について
（2）登米市Hyper-QU結果報告について
（3）その他
- 10 散 会（散会 午後 時 分）

報告第16号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

議案第31号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（登米市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について「異議ない」旨回答する。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

議案第32号

令和元年度登米市一般会計補正予算（第3号）に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について「異議ない」旨回答する。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

議案第33号

平成 30 年度登米市一般会計歳入歳出決算に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について「異議ない」旨回答する。

令和元年 8 月 20 日 提出

登米市教育委員会
教育長 高 橋 富 男

議案第34号

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の施行期日を定める規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり制定することについて議決を求める。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

記

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例の施行期日を定める規則

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成31年登米市条例第3号）の施行期日は、令和元年9月8日とする。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

議案第35号

登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり制定することについて議決を求める。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

記

登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

登米市歴史資料館条例の一部を改正する条例（平成31年登米市条例第5号）の施行期日は、令和元年9月1日とする。ただし、登米市歴史資料館条例（平成17年登米市条例第93号）別表の2の表の改正規定及び別表の3の表の改正規定（同表を別表の2の表とする部分に限る。）の施行期日は、同月8日とする。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

議案第36号

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり制定することについて議決を求める。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

記

登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、登米市歴史資料館等における共通観覧券の発行に関する条例（平成31年登米市条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（共通観覧券の発行額）

第2条 条例第4条第2項の規定による共通観覧券の料金は、別表に定める額とする。
（共通観覧券の有効期間等）

第3条 条例第4条第3項の規定による共通観覧券の有効期間は、共通観覧券発行日より1月とする。

2 共通観覧券により登米市歴史資料館等の観覧を行うことができる回数は、各登米市歴史資料館等につき1回とする。

（共通観覧券の料金の減免の基準等）

第4条 条例第6条第1項の規定による共通観覧券の料金の全部又は一部を免除することができる理由及び減免の割合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の小中学校の教育課程に基づく学習活動として市内の小学校及び中学校の児童生徒及びその引率者が歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の全額
- (2) 市が主催して行う事業の一環として歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の全額
- (3) 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。）及びその者の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者の介護者（1人に限る。）が歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の全額

- (4) 知的障害者（療育手帳の交付を受けている者をいう。）及びその介護者（1人に限る。）が歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の全額
 - (5) 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）及びその者の精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が 1 級又は 2 級である者として記載されている者の介護者（1人に限る。）が歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の全額
 - (6) 社会教育団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条の規定の趣旨に合致する団体）が歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の全額
 - (7) 公共的団体（おおむね市民によって構成される団体で保健体育及び公益に関する事業を行うことを主たる目的とし、まちづくりの推進に寄与する団体）が歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の全額
 - (8) 国又は地方公共団体（執行機関を含む。）が主催して行う事業の一環として歴史資料館等を観覧する場合 共通観覧券の料金の 5 割
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合 共通観覧券の料金のうち市長が必要と認める額
- 2 前項第 1 号、第 2 号又は第 6 号から第 9 号までの規定により、共通観覧券の料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ、登米市共通観覧券料金減免申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定により、共通観覧券の料金の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を入館の際に提示しなければならない。
 - 4 市長は、第 2 項の申請により共通観覧券の料金の減免を認めたときは、登米市共通観覧券料金減免承認通知書（様式第 2 号）により承認するものとする。
（共通観覧券の料金の還付）
- 第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、共通観覧券の料金の還付について市長が特別の理由があると認めるときとは、次のとおりとする。
- (1) 市の責めにより共通観覧券で観覧することができなくなったとき
 - (2) 共通観覧券で観覧しようとする者が天災その他、自己の責めによらない事由により観覧することができなくなったとき
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき
- 2 前項の規定により、共通観覧券の料金の還付を受けようとする者は、登米市共通観覧券料金還付申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請により共通観覧券の料金の還付を認めたときは、登米市共通観覧券料金還付承認通知書（様式第 4 号）により承認するものとする。
（補則）
- 第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	個人	団体
一般（学生を含む。）	1,000 円	800 円
高校生	750 円	600 円
小・中学生	550 円	450 円

備考 「団体」とは、20人以上で観覧する場合をいう。

登米市長 様

申請者 住所

氏名又は名称・代表者名

電話番号 ()

登米市共通観覧券料金減免申請書

次のとおり 共通観覧券料金 を減免されるよう申請します。

減免申請の理由			
観覧日時	年 月 日 () 午前・午後	時 分	から
	年 月 日 () 午前・午後	時 分	まで
観覧人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人		
共通観覧券料金	金 額	減免額	差引納入額
	円	円	円

備考：「共通観覧券料金」の欄は、記入しないでください。

申請者 様

登米市長

登米市共通観覧券料金減免承認通知書

次のとおり 共通観覧券料金 の減免を承認します。

減免申請の理由			
観覧日時	年 月 日()午前・午後	時 分から	
	年 月 日()午前・午後	時 分まで	
観覧人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人		
共通観覧券料金	金 額	減免額	差引納入額
	円	円	円

備考：観覧する際は、この通知書を提示してください。

登米市長 様

申請者 住所

氏名又は名称・代表者名

電話番号 ()

登米市共通観覧券料金還付申請書

次のとおり 共通観覧券料金 を還付されるよう申請します。

還付を受けようとする理由	
観覧日時	年 月 日()午前・午後 時 分から 年 月 日()午前・午後 時 分まで
観覧人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人
還付を受けようとする額	円

第 号
年 月 日

申請者 様

登米市長

登米市共通観覧券料金還付承認通知書

次のとおり 共通観覧券料金 の還付を承認します。

還付の理由	
観覧日時	年 月 日()午前・午後 時 分から 年 月 日()午前・午後 時 分まで
観覧人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人
還付額	円

議案第 37 号

登米市歴史資料館管理規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

記

登米市歴史資料館管理規則の一部を改正する規則

登米市歴史資料館管理規則（平成17年教育委員会規則第41号）の一部を次のように改める。

第1条中「第13条」を「第19条」に改める。

第2条第1項本文中「指定管理者」を「登米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同項ただし書及び同条第2項中「指定管理者」を「教育委員会」に改める。

第3条第4号中「をして」を「に」改め、同条第6号中「携帯し、又は動物を伴う者」を「携帯している者」に改め、同条第9号中「指定管理者」を「教育委員会」に改める。

第4条中「指定管理者は」を「教育委員会は、条例第9条の規定により」に改める。

第7条及び第8条を削り、第6条の見出し及び同条第5号中「入館者」を「観覧者」に改め、同条第6号中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（観覧料等の還付）

第7条 条例第11条第2項の規定により、観覧料等の還付について市長が特別の理由があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 市の責めにより観覧し、又は使用することができなくなったとき。
- (2) 観覧又は使用しようとする者が天災その他、自己の責めによらない事由により観覧し、又は使用することができなくなったとき。
- (3) 使用する日の3日前までに使用の中止を申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により、観覧料等の還付を受けようとする者は、登米市歴史資料館観

覧料等還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により観覧料等の還付を認めるときは、登米市歴史資料館観覧料等還付承認通知書(様式第7号)により承認するものとする。

第5条見出し中「利用料金」を「観覧料等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第12条」を「第11条第1項」に、「利用料金」を「観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)」に改め、同条第1号中「観覧する場合の引率者」を「市内の小学校及び中学校の児童及びその引率者が資料館を観覧する場合」に、「観覧に係る利用料金(特別展示利用料金を除く。)」を「観覧料等(特別展示に係るものを除く。)」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「観覧に係る利用料金(特別展示利用料金を除く。)」を「観覧料等(特別展示に係るものを除く。)」に改め、同条第6号から第8号までの規定中「施設利用に係る利用料金」を「観覧等(特別展示に係るものを除く。)」に改め、同条第9号中「利用料金」を「観覧等(特別展示に係るものを除く。)」に改め、同条に次の3項を加え、同条を第6条とする。

2 前項第1号、第2号又は第6号から第9号までの規定により、観覧料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ登米市歴史資料館観覧料等減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項第3号から第5号までの規定により、観覧料等の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を入館の際に提示しなければならない。

4 市長は、第2項の申請により観覧料等の減免を認めるときは、登米市歴史資料館観覧料等減免承認通知書(様式第5号)により承認するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(施設利用終了の届出)

第5条 利用者は、施設の利用を終了したときは、登米市歴史資料館利用報告書(様式第3号)により報告し、その点検を受けなければならない。

第9条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第13条第1項の規定により資料館の管理を指定管理者に行わせるときは、第2条、第3条、第4条及び第8条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「観覧料等」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

様式第1号中「使用」を「利用」に、「登米市長 様」を「(あて先)登米市教育委員会」に改める。

様式第2号中「使用」を「利用」に、「登米市長」を「登米市教育委員会」に、「予防、」を「予防及び」に改め、「指令」を削る。

様式第3号中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に、「使用」を「利用」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

(あて先) 登米市長

申請者 住所
氏名又は名称・代表者名
電話番号 ()

登米市歴史資料館観覧料等減免申請書

次のとおり 観覧料・使用料 を減免されるよう申請します。

減免申請の理由	() ※規則第6条第1項第 号に該当		
日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から	年 月 日 () 午前・午後 時 分まで	
人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人		
観覧料等	金 額	減免額	差引納入額
	円	円	円

備考1 減免申請の理由について、()内に記入してください。

2 「観覧料等」の欄は、記入しないでください。

申請者 様

登米市長

登米市歴史資料館観覧料等減免承認通知書

次のとおり 観覧料・使用料 の減免を承認します。

減免申請の理由	() ※規則第6条第1項第 号に該当		
日時	年 月 日()午前・午後 時 分から 年 月 日()午前・午後 時 分まで		
人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人		
観覧料等	金 額	減免額	差引納入額
	円	円	円

備考 観覧又は登米市歴史資料館（伝統芸能伝承館（能舞台・見所））を利用する際は、この通知書を提示してください。

(あて先) 登米市長

申請者 住所
氏名又は名称・代表者名
電話番号 ()

登米市歴史資料館観覧料等還付申請書

次のとおり 観覧料・使用料 を還付されるよう申請します。

還付を受けようとする理由	() ※規則第7条第1項第 号に該当
日時	年 月 日()午前・午後 時 分から 年 月 日()午前・午後 時 分まで
人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人
還付を受けようとする額	円

備考 「還付を受けようとする理由」について、()内に記入してください。

申請者 様

登米市長

登米市歴史資料館観覧料等還付承認通知書

次のとおり 観覧料・使用料 の還付を承認します。

還付の理由	(※規則第7条第1項第 号に該当
日時	年 月 日()午前・午後 時 分から 年 月 日()午前・午後 時 分まで
人員	男 人 ・ 女 人 ・ 計 人
還付額	円

議案第38号

登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価の結果について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行ったので、別添のとおり議会に提出する。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

議案第39号

登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋 富男

記

登米市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

登米市教育委員会の組織等に関する規則（平成19年登米市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、「第36条・第37条」を「第37条・第38条」に、「第38条」を「第39条」に改める。

第12条第4項中「別表第1各項の表」を「別表第2の各表」に改める。

第38条を第39条とする。

第5章中第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第4項中「別表第1の各表」を「別表第2の各表」に改め、第4章第2節中同条を第36条とする。

第34条を第35条とし、第30条から第33条までを1条ずつ繰り下げ、第29条の次に次の1条を加える。

（歴史資料館）

第30条 登米市歴史資料館条例（平成17年登米市条例第93号）により設置された登米市歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）の名称及び位置は、同条例第2条に規定するとおりとする。

2 歴史資料館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 歴史資料館の利用及び維持管理に関すること。
- (2) 歴史資料館の観覧料及び使用料の徴収その他の収入に関すること。
- (3) 歴史資料館事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 歴史資料館の利用普及及び広報に関すること。
- (5) その他歴史資料館に関すること。

別表第1中「指定管理」を「管理運営」に改める。

別表第2中「(第12条、第35条関係)」を「(第12条、第36条関係)」に改め、別表第3中「(第36条関係)」を「(第37条関係)」に改め、同表登米市学校給食センター運営審議委員会の項中「(平成17年登米市条例第79号)」を削り、同表登米市公民館運営審議会の項中「(昭和24年法律第207号)」を削る。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。